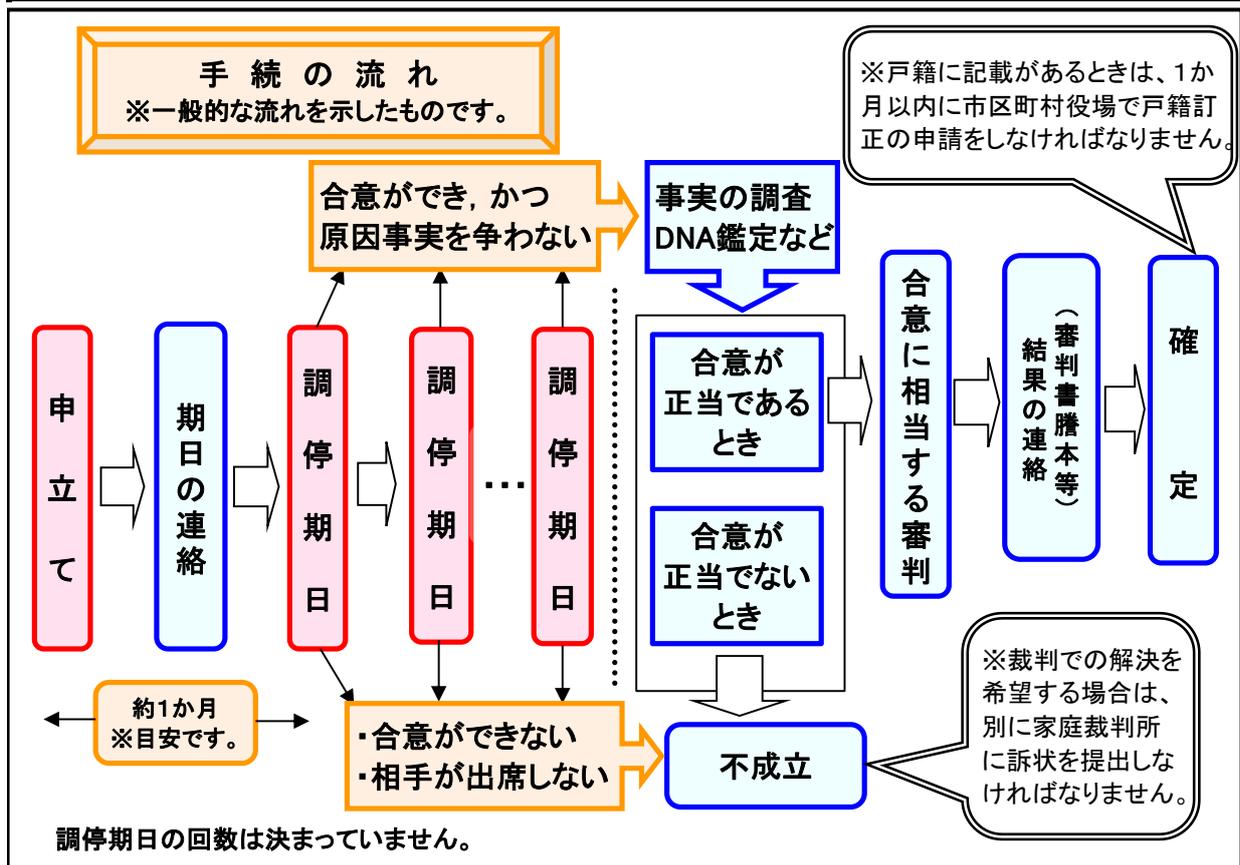


「親子関係不存在確認」調停とは・・・

親子関係を否定するには、家庭裁判所の審判又は判決が必要です。「親子関係不存在確認」調停とは、親子関係が存在しないことの確認を、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会による調停を通して解決を図る手続です。なお、夫の子との推定を受ける子との親子関係を否定する場合には、「嫡出否認」と呼ばれる手続になります。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	子、実の父又は母、身分上利害のある人
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 確認する親子関係ごとに 収入印紙 1,200円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 3,460円分 【500円4枚、84円10枚、100円4枚、50円2枚、10円10枚、2円10枚】 ※DNA鑑定を行う場合は、鑑定費用を納めてもらうことになります。 ※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書、申立書のコピー 各1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) 各1通 <input type="checkbox"/> 子のもの(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)が必要) <input type="checkbox"/> 不存在確認を求める親のもの <input type="checkbox"/> 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)) ※もし、申立て前に入手不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立て後に追加提出することで差し支えありません。 そのほか書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 離婚の日から300日以内に子が生まれた場合、元夫の子ではないことを確認するためには、家庭裁判所の手続が必要になるのですか？

婚姻してから200日経過後から離婚後300日以内に生まれた子は、婚姻中の夫婦間にできた子(嫡出子)と推定され、仮に他の男性との間に生まれた子どもであっても出生届を提出すると夫婦の子どもとして戸籍に入籍することになります。

夫との間の子どもであることを否定するためには、原則として、「嫡出否認」の手続によることとなります。

しかし、婚姻してから200日経過後から離婚後300日以内に生まれた子どもであっても、夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母と性的交渉がなかった場合など、妻が夫の子どもを妊娠する可能性がないことが客観的に明白である場合には、夫の子であるとの推定を受けないことになるので、そのような場合には、「親子関係不存在確認」の調停を申し立てることができます。

このほか、夫の子であるとの推定を受けない子については、子から実父を相手とする「認知」請求の調停を申し立てる方法もあります。

ただし、懐胎時期が離婚後であることの医師の証明ができる場合(医師作成の「懐胎時期に関する証明書」を提出することになります。)には、離婚時の夫を父としない出生の届出(嫡出でない子又は後婚の夫を父とする嫡出子としての出生の届出)が認められていますので、家庭裁判所の手続は必要ありません。詳細については、最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

Q2 申立て後の手続は、どのようになるのですか？

まずは調停委員会による調停が行われます。調停期日では、双方から事情や意見を聴いたり、必要に応じて血液型を証明する資料を提出してもらうなどして、お互いが納得して問題を解決できるように、助言などを行います。そして、お互いの合意ができ、原因となった事実について争いがない場合には、家庭裁判所は、必要な事実を調査し(場合によってはDNA鑑定を行うこともあります。)、お互いの合意が正当と認められたときは、合意に相当する審判をします。しかし、相手が出席しなかったり、出席しても合意ができない場合、又は、原因となった事実で争いがあったり、事実の調査の結果、合意が正当でないと認められた場合には、調停が不成立として終了することになります。

Q3 審判が確定した場合、どのような手続をすればよいですか？

市区町村役場で戸籍訂正の申請(出生届未了のときは出生の届出)をしなければなりません。戸籍訂正の申請(又は出生の届出)には確定証明書が必要になりますので、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付の申請をしてください(申請には150円分の収入印紙が必要です)。確定証明書の交付を受けたときは、市区町村役場で申請(届出)を行ってください。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

(TEL 052-223-2830)